

吉岡町フードサポート事業

コロナ禍や原油・物価高騰の影響などにより、真に生活に困っている人への緊急食料支援として、フードサポート事業を実施しています。

事業内容

1. 金銭的に困窮し、緊急的な食料支援を必要とする人（生活保護世帯を除く）と食料支援団体（フードバンクや子ども食堂など）との仲介による一時的な食料の支援
2. 本事業の趣旨に賛同する協力事業者（個人・事業所・団体・商店など）の募集および食料支援団体との仲介による食料の調達など

▶食料の提供方法など

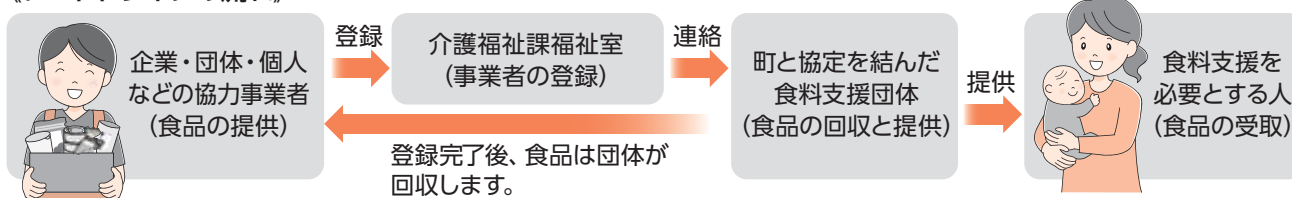
福祉室窓口へ申請後、生活困窮者の保護および自立支援と併せて、町が食料支援団体へ食料の提供を依頼します。

※詳しくは町ホームページで確認するか、窓口にお問い合わせください。

支援に必要な食品の調達とフードロス削減のためのフードドライブにご協力ください

フードドライブとは家庭などで余っている食品を集め、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクへ寄付する活動です。寄付された食品は、フードバンクや子ども食堂を通じて支援を必要とする子育て家庭や生活困窮者などに届けられます。

《フードドライブの流れ》



▶提供可能な食品

穀類（米・麺類・小麦粉など）、保存食品（缶詰・瓶詰など）、インスタント食品、レトルト食品、飲料、調味料、菓子類など

▶提供時の注意事項

①賞味期限が明記され、かつ期限が2カ月以上あるもの②未開封であるもの③常温で保存可能なもの④破損などで中身が出ていないもの

※米は前年度以降に生産されたものに限りません。アルコール類は受け付けていません。

申請・問い合わせ先

介護福祉課 福祉室 ☎26-2246(直通)

「広報よしおか」をスマートフォンへ配信します。

- スキマ時間に手軽に読める
- 最新号の配信をアプリでお知らせ
- スクロールでのページめくりや拡大・縮小がスムーズ

利用方法

1. 下の二次元バーコードから無料アプリ
マチイロをインストール
 2. 「お住まいの地域」で「群馬県吉岡町」を設定
- ※アプリは無料ですが、通信料は利用者の負担となります。



▶問い合わせ先
企画財政課 企画室
☎26-2241(直通)

令和4年度子育て世帯への臨時特別給付金 (町独自支援)

新型コロナウイルス感染症が長期化し、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、町独自の支援として給付金を支給します。対象と思われる人（世帯）には通知を発送します。

※本給付金には所得制限はありません。

▶支給対象者

次の全てに該当する児童を養育する養育者（児童手当の受給者など）

- 平成16年4月2日～令和4年12月31日生まれの児童（新生児を含む）
- 令和4年11月30日時点で町に住民登録のある児童
※令和4年12月1日以降に生まれた新生児の場合は、出生後、令和4年12月31日まで引き続き町に住民登録のある児童
※婚姻している場合は対象外です。

▶支給金額

対象児童1人につき、15,000円

※1回限り支給

問い合わせ先

健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248(直通)

農業者の皆さまへ

物価高騰対策農業者支援金



新型コロナウイルス感染症の影響による原油価格、生産資材などの高騰により甚大な影響を受けている農業者の支援を行うため、支援金を交付します。

▼対象の全てに該当する事業主または法人

●令和4年4月1日時点で町内に住所を有する個人事業主または町内に主たる事業所を置く法人であって、自ら農畜産物を生産し、かつ、令和3年分の農畜産物販売金額(仕入れ販売金額を除く)が50万円以上であること

●支援金の交付を受けた後も町内において農業経営を継続する意思を有すること

●町税の滞納がないこと
●暴力団または暴力団員などでない人若しくは当該暴力団員と密接な関係を有しないこと

▼支援金額

認定農業者 10万円
認定農業者以外の農業者 5万円

▼申請方法

申請書に必要書類を添付し提出してください。申請書は、農業振興室窓口で受け取るか町ホームページからダウンロードしてください。

▼必要書類

●交付申請書兼請求書
●令和3年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B第一表の控えの写しまたは令和4年度町県民税申告書の控えの写し(法人にあつては、直近の決算書の写し)

●令和3年分の所得税青色申告決算書(農業所得用)の控えの写しまたは令和3年分の収支内訳書(農業所得用)の控えの写し

●通帳など(振込先がわかるもの)の写し

▼申請受付期限

令和5年2月28日(※)

▼申請・問い合わせ先

産業観光課 農業振興室
☎26・2281(直通)

冬期道路の除雪にご理解・ご協力ください

問い合わせ先 渋川土木事務所 企画調査係 ☎22-4055
建設課 用地管理室 ☎26-2279(直通)

注 意 事 項

- ①道路に張り出している樹木の伐採や枝下ろしを行ってください。
- ②庭や屋根に積もった雪を道路上へ出さないでください。
- ③玄関先などの雪処理にご協力ください。
- ④大雪時には不急不要の外出を控え、路上駐車を無くしましょう。
- ⑤早朝の除雪作業にご協力ください。
- ⑥スリップ事故・立ち往生などを起こさないよう、冬用タイヤ・チェーンを携行してください。

冬期の安全な道路交通を確保するために、主要な幹線町道で約10cm以上の積雪が見込まれる場合に除雪作業を行います。

また、約30cm以上の積雪が見込まれる場合は、国や県と連携して、交通量の多い県道・国道や一部幹線町道を優先的に除雪します。

冬期道路に対する備えと除雪作業の実施にご理解とご協力をお願いします。

今月の納税

固定資産税……………4期
国民健康保険税……………6期

納期限 12月26日(月)

介護保険料……………6期
後期高齢者医療保険料……………6期

納期限 1月4日(水)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay
でも納付できます。また、便利で確実な
口座振替もご利用ください。

区分・区域		年末最後	年始最初
燃えるごみ	明治地区 (月・木回収)	12月29日(木)	1月5日(木)
	駒寄地区 (火・金回収)	12月30日(金)	1月6日(金)
燃えないごみ		12月21日(水)	1月4日(水)
分別ごみ		12月28日(水)	1月11日(水)

住民課 住民環境室
26・2245(直通)

▼問い合わせ先

▼料金 20kg当たり300円

※正午～午後1時は除く

午前8時30分～午後4時30分

▼搬入時間

12月31日(土)～1月3日(月)

▼休業日

計画的にごみを出しましょう。

年末年始は大変混雑します。

清掃センター(☎23・0460)
へ直接搬入する場合

年末年始のごみ収集のお知らせ

計画的に出しましょう

以下の期間にお休みします

施設名	休業期間
役場・保健センター ※死亡届・婚姻届など戸籍の届け出は宿日直が受け付けます。水道に関する業務はお休みです。開閉栓やお問い合わせは、1月4日(水)以降にお願いします。	12月29日(木)～ 1月3日(日)
老人福祉センター 文化センター 文化財センター	12月28日(水)～ 1月4日(水)
社会体育施設 (社会体育館・明治地区児童屋内体育施設・八幡山グラウンド・町民グラウンド・河川グラウンド・町民テニスコート・八幡山テニスコート・弓道場)	12月28日(水)～ 1月5日(木)
緑地運動公園 (河川敷グラウンド)	12月30日(金)～ 1月1日(日)・(祝)

営業時間が変わります

施設名	営業時間
よしか温泉 リポートピア吉岡	12月31日(土)、 1月1日(日)・(祝) 10:00～18:00 ～12月30日(金)と1月2日(月)～ は通常営業(10:00～20:00)

年末年始の休業期間・営業時間の変更

ご確認ください



まちの木



まちの花

水道にも冬支度を!!

問い合わせ先 上下水道課 上水道室 ☎54-1118(直通)

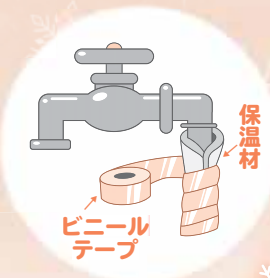
凍結しやすいところ

- 管がむき出しになっているところ
- 日当たりの悪いところ
- 風当たりの強いところ

凍結を防ぐ方法

● 給水管や蛇口

布切れや毛布、専用の保温材を巻いた後、濡れないように上からビニールテープを隙間なく巻いてください。



● メーターボックス内

発泡スチロールなどの保温材を小分けにし、ビニール袋に入れて、メーター器を保護するように置き、検針時にメーター器の指針が見やすいようにしておいてください。



※メーターボックス内には、布切れや毛布は入れないでください。虫の発生原因となります。

凍結して水が出ないときは

蛇口を開け、凍った部分にタオルなどをかぶせ、蛇口の側からぬるま湯をまんべんなくゆっくりとかけてください。熱湯を急にかけて、ヒビ割れや破裂をおこすことがあるので、注意が必要です。